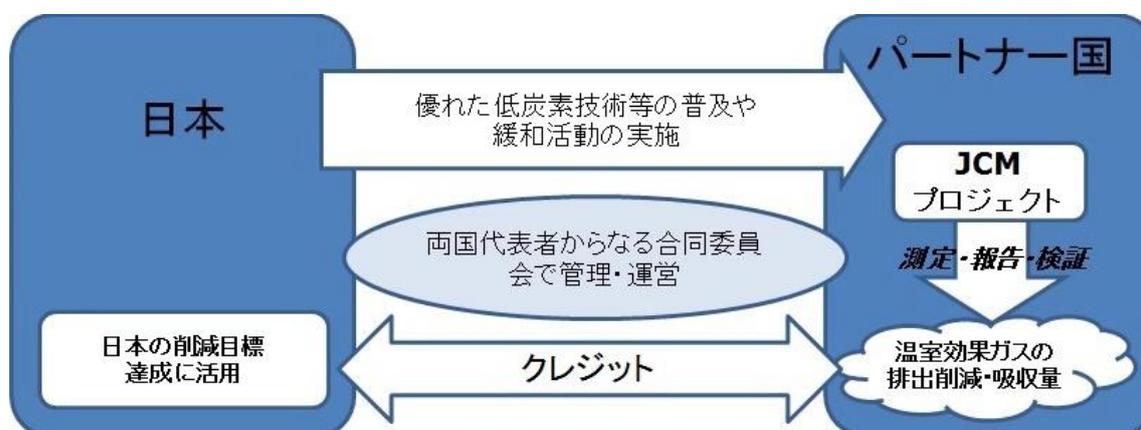


## 二国間クレジット制度（JCM）について

### 1 事業概要

二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism : JCM）は、途上国と協力して温室効果ガス削減に取り組み、削減の成果を両国で分け合う制度です。

日本が、東南アジアを含めた途上国への優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及を通じ、実現した温室効果ガス削減・吸収量への貢献を定量的に評価し、日本の削減目標達成に活用することを目的としています。



#### ◆JCM 署名国 26か国（2023年5月31日時点）

①モンゴル、②バングラデシュ、③エチオピア、④ケニア、⑤モルディブ、⑥ベトナム、⑦ラオス、⑧インドネシア、⑨コスタリカ、⑩パラオ、⑪カンボジア、⑫メキシコ、⑬サウジアラビア、⑭チリ、⑮ミャンマー、⑯タイ、⑰フィリピン、⑱セネガル、⑲チュニジア、⑳アゼルバイジャン、㉑モルドバ、㉒ジョージア、㉓スリランカ、㉔ウズベキスタン、㉕パプアニューギニア、㉖アラブ首長国連邦（UAE）

※マレーシアは現時点で JCM 未署名国だが、下記都市間連携事業の対象となっている。

### 2 実施手法

#### （1）脱炭素社会実現のための都市間連携事業（JCM 都市間連携事業）

日本と JCM パートナー国の都市間連携により、温室効果ガス削減が見込める設備補助案件の形成を環境省予算で目指す FS 調査（最大 2,000 万円/件）

#### （2）二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業（JCM 設備補助事業）

環境省から執行団体として交付決定を受けた（公財）地球環境センターが、JCM パートナー国での設備投資案件に対し温室効果ガス削減に寄与する設備投資に対し補助するもの（最大補助率 50%/件、最大補助額 20 億円/件）

※補助事業者は、設備稼働後、導入設備の法定耐用年数満了までの期間について、JCM で承認されることを前提とした MRV 方法論により温室効果ガス削減量を測定・報告する必要がある。